## 店舗販売業許可申請書

店 舗	Ø	名	称		
店 舗	の 所	在	地		
店舗の構造設備の概要				別紙のとおり	
医薬品の行 う かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう	販売又 体制 σ.		i を 要		
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名					
通常の営業日及び営業時間					
相談時及び緊急時の連絡先					
特定販売の実施の有無 有 ・ 無					
(1) 業 由 致	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3年を経過していない者				
請に (2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者				
(法人で (3)	を (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなつた後、3年を経過していない者				
申請者 (法人にあつては、薬売業務に責任を有する役員を含む。) (1) (2) (3) (4) (5)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者				
で 薬 事	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (6) 精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者				
す格  `´					
る条項 (7)		店舗販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者			
備			考		

上記により、店舗販売業の許可を申請します。

年 月 日

墨田区保健所長 あて

電話番号 ( ) 担当者名

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 店舗の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 6 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。